地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令　概要

総務省自治行政局公務員部福利課

１．改正の趣旨及び内容

（１）特定減額特例について

○　地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和８年政令第 311 号。以下「一部改正政令」という。）において、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号。以下「地共済令」という。）第２条第１項第７号ロに規定する賃金要件が撤廃されることになった。

○　一方で、一部改正政令による改正後の地共済令（以下、単に「改正後の地共済令」という。）附則第４条第１項に規定する特定減額特例対象者は、報酬月額が 8.8 万円未満である場合は特定組合の組合員としないこととしつつ、申出により当該特定組合の組合員になることができることが規定された。

○　当該規定が令和８年 10 月１日に施行されることに伴い、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第１号。以下「施行規程」という。）について、必要な規定の整備や改正を行う。

（２）掛金・負担金調整制度について

○　改正後の地共済令附則第 35 条の３及び第 35 条の４において、特定地方独立行政法人が自身の負担すべき負担金（労使折半の 50%）の割合を超えて、短時間組合員の掛金の一部を負担することを可能とし、労使折半を超えて特定地方独立行政法人が負担した掛金については、徴収を行うことを要しなかったものとみなす経過措置が設けられた。

○　当該経過措置が令和８年 10 月１日から施行されることに伴い、施行規程について、必要な規定の整備や改正を行う。

（３）社会保険診療報酬支払基金の名称変更について

○　「医療 DX の推進に関する工程表」（令和５年６月医療 DX 推進本部決定）において社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が行っているレセプト情報の収集及び分析や、電子資格確認に係るシステムの開発等の経験やノウハウを生かす観点から、支払基金の審査支払機能は維持したまま、同基金を医療 DX に関するシステムの開発・運用の主体として抜本的に改組することとされたことに伴い、施行規程について、必要な改正を行う

３．公布日等

公布日：令和８年９月 30 日

施行日：令和８年 10 月１日